

改正

平成21年 4月22日告示第53号

平成24年 6月28日告示第81号

平成25年 4月 1日告示第36号

令和 6年 4月 1日告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判その他の審判（以下「後見開始等審判」という。）の請求を行う場合における手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長が行う後見開始等審判の請求の対象となる者（以下「本人」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、親族等による後見開始等審判の請求が見込まれないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- イ 本市が法令の規定により援護等を行っている者
- ウ 長期入院等により市外の医療機関を住所地としている場合その他の特別な事情がある場合において、関係市町村との協議により本市において後見開始等審判の請求を行うこととなったもの

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者
- イ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、当該親族による後見開始等審判の請求を拒否されている者
- ウ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、当該親族からの虐待、財産の侵害等が認められる者
- エ 配偶者及び2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者
- オ アからエまでに掲げる者のほか、後見開始等審判の請求に急を要すると市長が認めたもの

(後見開始等審判の請求の種類)

第3条 市長が行うことができる後見開始等審判の請求の種類は、次のとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判の請求
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判の請求
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を必要とする行為の範囲の拡張の審判の請求
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判の請求
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判の請求
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判の請求
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判の請求

(後見開始等審判の請求の要請)

第4条 次に掲げる者は、市民が後見開始等審判の請求を必要とする状態にあると判断した場合は、

市長に対し後見開始等審判の請求を要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 親族以外の者であって、本人の日常生活の援助者（社会福祉法人等の職員を含む。）
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の職員
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の院長又は診療所の職員
- (7) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員
- (8) 介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターの職員

2 前項の要請は、後見開始等審判請求要請書（様式第1号）により行うものとする。

（調査の実施）

第5条 市長は、前条第1項に掲げる者から後見開始等審判の請求の要請があった場合その他必要があると認めるときは、本人と面談し、次に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の生活状況、健康状態、精神状態等
- (3) 本人の配偶者及び2親等以内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- (4) 親族からの虐待、無視等の事実の有無
- (5) 親族との財産争議の有無
- (6) 市長が親族等に代わって後見開始等審判の請求をするべき事由の有無

2 前項の調査を行った場合は、後見開始等審判請求調査票（様式第2号）により調査事項について整理するものとする。

（親族への説明）

第6条 市長は、前条に規定する調査の結果、後見開始等審判の請求を行う必要があると判断した場合において、本人に親族等がいるときは、当該親族等に後見開始等審判の請求の必要性を説明し、親族等による請求を促すものとする。

（後見開始等審判の請求の決定）

第7条 市長は、第5条に規定する調査を行った結果、第2条に規定する対象者に該当すると認めるときは、後見開始等審判の請求を行うものとする。

- (1) 本人に親族等がないとき。
- (2) 本人の親族等が、文書により後見開始等審判の請求を行わない旨を市長に対し申し入れたとき。
- (3) 本人に親族等がいる場合であって、当該親族からの虐待の事実が確認されたとき。

2 市長は、第4条第1項各号に掲げる者から後見開始等審判の請求の要請があった場合において、後見開始等審判の請求を決定し、又は却下したときは、後見開始等審判請求決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、本人に緊急かつやむを得ない事情が生じ、後見開始等審判の請求をする必要があると判断したときは、第5条第1項の規定にかかわらず、同条に規定する調査を省略し、後見開始等

審判の申立てを行うことができるものとする。

（医師の診断）

第8条 市長が後見開始等審判の請求を行うときは、事前に専門医師に本人の診断を依頼し、後見、保佐又は補助のいずれの援助を必要としているか判断するための診断書を徴するものとする。

（後見人等候補者）

第9条 市長が後見開始等審判の請求を行う場合の後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の候補者は、本人があらかじめ任意後見契約により後見人等を予定している場合は、その者とする。

（後見開始等審判の手続）

第10条 市長が行う後見開始等審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（費用の負担等）

第11条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、後見開始等審判の請求に要した審判費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

2 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると判断した場合は、負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による手続費用の負担に関する職権の発動を促す申立てを上申書（様式第4号）により家庭裁判所に対して行うものとする。

3 市長は、前項の規定により行った申立ての結果、求償権を得られたときは、その指定された者に対し、当該審判請求費用を請求するものとする。

4 前項に規定する請求は、成年後見制度に係る審判請求費用請求書（様式第5号）により行うものとする。

第12条 この告示に定めるもののほか、後見開始等審判の請求の手続等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月22日告示第53号）

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日告示第81号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第36号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第 号）

この告示は、公示の日から施行する。